平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日 第 1 1 7 4 6 号

4 6 号			目次	担当課(室)
第117	位 山 県 公 輔 ※ ※ 新	行岡山県	完了	
	目次	担当課(室)	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する【ノ事刻』を】	人事委員会
			規則の一部を改正する規則	
	【規則】		( 県例規集登載)	
	岡山県青少年健全育成条例施行規則の一	男女共同参画青少	【選挙管理委員会】	
	部を改正する規則	年課	選挙権を有する者の総数の五十分の一の	選挙管理委員会
	岡山県立自然公園条例施行規則の一部を	自然環境課	数及び三分の一の数	
	改正する規則			
	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則	子ども未来課		
	の一部を改正する規則			
	生活保護法施行細則の一部を改正する規	障害福祉課		
	則			
	岡山県県営土地改良事業分担金徴収条例	耕地課		
	施行規則の一部を改正する規則			
	(以上県例規集登載)			
	【告示】			
	指定居宅介護支援の事業の廃止	長寿社会課		
	【公告】			
8日	都市計画の変更案の縦覧	都市計画課		
月 1	開発許可を受けた開発行為に関する工事	建築指導課		
12,	の完了			
'年	II	"		
, 2 7	II	"		
平成	公共施設に係る開発行為に関する工事の	"		
_				

岡山県規則第六十六号

岡山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

凹山県知事 伊原木 隆 太

岡山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県青少年健全育成条例施行規則(昭和五十二年岡山県規則第四十二号)の一部を

次のように改正する。

や「行政不服審査法 (平成26年法律第68号)」 ビ、「60日」 この規則は、 様式第四号、様式第八号及び様式第九号中「行政イ服幽酔法(昭和37年法律第160号)」 審査請求」 平成二十八年四月一 に改める。 日から施行する。

岡山県規則第六十七号

岡山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

凹山県知事 伊原木 隆 太

岡山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県立自然公園条例施行規則(昭和四十八年岡山県規則第四十六号)の一部を次の

第十七条に次の一号を加える。

ように改正する。

太陽光発電施設 則 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メー

(施行期日)

- この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

改正後の第十七条第十号の規定は、 この規則の施行の日以後に新築、 改築又は増築

様式第六号一中

(法人の名称) ふりがな

を

併

田

日生

個人番号

に改める。

生年月日

併

Ш

Ш

を

併

Ш

日生

個人番号

ĺĆ

ふりがな

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

岡山県規則第六十八号

平成二十七年十二月十八日

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和四十年岡山県規則第五号)の一部を次のように改正する。 樣式第一号中 併 Ш Ш # を

畄 Щ 県 知 事 原 木 隆

太

2 樣式第十九号中 樣式第八号中 (経過措置) (施行期日) この規則による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則に定める樣式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 14 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。 3 (法人の名称) 附 申請者住所氏名印 凾 則  $\succ$ 新保証人氏名 細 3 K 巾 申請者住所氏名印 離 (法人番号) 併 回 日生 に改める。 を 「新保証人氏名 K 個人番号 艦 併 回 日生 に改める。 に改める。

を

岡山県規則第六十九号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

第一条 生活保護法施行細則(昭和二十八年岡山県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

					Ж
					炒
					続柄
見・ 女	肥· 女	男・女	男・ 女	見・ 女	性别
					#H
					併
					月
					Ш
				皷	年鯵
					銟
					牃

を

樣式第二号中

5

畄 Щ 県 知 事 伊 原 木 隆

太

	5	4	3	2		Ж
_						an an
						小
_						
						繭
						個人番号
						加
						·
						続柄
						菡
	男・女	・女	見・ 女	・・女	男・女	性別
	7	7	7	7	7	坦
						44
	•	•	•	•	•	生年月日
	•	•	•	•	•	田田
_						
					<b>—</b>	年齡
_					ℯ	参
						퍯
						牃

	7			6	
女	•	出	対	•	 HE

に改める。

— Ж		1				**************************************	<b>兼式第十二号</b> 中						7		6
位		ſ			T		<del>Í</del>	T	Γ		7				
<u></u>	i									Ж					
個人番号															
菡	흜									炒					
	南	=							H	哲 흜					
	併	-								担性		女	· 出	×	• 贻
生年月日	:	-								中 標		7	• 100	7	· do
月日	 	•								#					•
料			•	•	•	•	•	•	•	年					
				•						日					
羅業		_								Ш					
										桃					
										科					
										퍯	_				
										牃					

を

(経過措置) この規則中第一条及び次項の規定は平成二十八年一月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

に改める。

第二条 生活保護法施行細則の一部を次のように改正する。

に、こ

」を「」に改める。

(施行期日)

則

該不備を補正した日。以下同じ。)の翌日から起算して70日を経過しても裁決がないとき。 内に行政不服審査法(平成26年法律第68号)第43条第 3 項の規定により諮問をした旨の通知を受けた場合であつて,審査請求をした日(不備の補正を命じられた場合にあつては,当 様式第十九号の備考、様式第二十号、様式第二十一号の備考及び様式第四十五号の五の備考中「60日」を「3円」に、「」を「」に、「50日を諮過して世熱洋が」を「50日又 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決及び の通知のいずれも」

2 第一条の規定による改正前の生活保護法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

岡山県規則第七十号

岡山県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように

化める

平成二十七年十二月十八日

尚山県知事 一伊原 木 隆 大

岡山県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和四十五年岡山県規則第三十四

号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

集落基盤整備事業 百分の五十

別表第二の一の表に次のように加える。

		業集落基盤整備事
ほ場整備事業	農地開発事業	かんがい排水事業
+アール	+アール	ときは、十ヘクタール)(受益地の面積が百ヘクタールを超える受益地の十分の一の面積

集落基盤整備事業

別表第二の二の表に次のように加える。

附則

分担金徴収条例施行規則の規定は、 この規則は、 公布の日から施行し、 平成二十七年度分の分担金から適用する。 この規則による改正後の岡山県県営土地改良事業

#### 岡山県公報 第11746号 平成27年12月18日

岡山県告示第六百二十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条第二項の規定により、 次のとお

り指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年十二月十八日

原 木

太

事業所の名称及び所在地

居宅介護支援事業所浦上医院

岡山県備前市穂浪二八三五 - 八

2

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

医療法人正風会浦上医院

2 所在地

岡山県備前市穂浪二八三五 - 八

廃止年月日

平成二十七年十二月三十一日

三三七一〇〇二一九 介護保険事業所番号

兀

サービスの種類

五

居宅介護支援

#### 岡山県公報 第11746号 平成27年12月18日

地区を変更するため、 同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画区域の区域区分及び水島港臨港 (五〇四)都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する 当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

当該案については、 縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出するこ

平成二十七年十二月十八日

代表者 岡山県知事

伊 原 木

太

岡山県南広域都市計画区域の区域区分及び水島港臨港地区

都市計画の種類

都市計画を変更する土地の区域

倉敷市玉島乙島の一部

 $\equiv$ 

兀

都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び倉敷市建設局都市計画部都市計画課

平成二十八年一月八日から同月二十二日まで

〔五〇五〕次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年十二月十八日

原 太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

井原市下出部町字清藤四七九 - 一、四七九 四、四七九 四八

許可を受けた者の所在地、 名称及び代表者の氏名

四八五、

四八六 -

四八七、

一地先水路

広島県福山市神辺町大字川南三二〇四 - 三

エビス不動産有限会社

小川

乙也

許可番号

岡山県指令建指第一八九号

(五〇六)次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年十二月十八日

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

原 木

太

総社市上林字西田一八八 -

許可を受けた者の住所及び氏名

高梁市成羽町下原六二五 -

 $\equiv$ 

許可番号

岡山県指令建指第二四八号

〔五〇七〕次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年十二月十八日

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

原木

太

総社市岡谷字西角力取山二三六 - 二

総社市岡谷一八二五 - 五許可を受けた者の住所及び氏名

(野 孝治

計可番号

 $\equiv$ 

岡山県指令建指第一八五号

る開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、 〔五〇八〕次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ 公共施設に関する工事が完了した。

平成二十七年十二月十八日

原 太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

井原市下出部町字清藤四七九 - 一、四七九 四、四七九 ゼ 四八

四八四 -四八五、 四八七、 一地先水路

公共施設の種類

下水道、

開発登録簿記載のとおり(開発登録簿は、

岡山県土木部都市局建築指導課におい

閲覧に供する。)

Ξ

位置及び区域

四 許可を受けた者の所在地、 名称及び代表者の氏名

広島県福山市神辺町大字川南三二〇四 - 三

エビス不動産有限会社

許可番号

五

岡山県指令建指第一 八九号

岡山県人事委員会規則第二十三号

職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め

1

平成二十七年十二月十八日

岡山県人事委員会委員長 森

||務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する規則 (昭和三十五年岡山県人事委員会規則第

六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第九号中「五日(」を「六日(」 ĺĆ 「五日に」 を「六日に」

附則

ಠ್ಠ

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

岡山県選管告示第七十三号

有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合に 運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一 を合算して得た数、 に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第 て得た数とを合算して得た数) 地 方 分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と 項 (昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第 第八十一条第一項及び第八十六条第一 その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に Ιţ 次のとおりである 項並びに地方教育行政 項に規定する選挙権を の組織及び あっては

平成二十七年十二月十八日

# 岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

万に 十万 乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはそ 合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の 定する場合を除く。) 選挙権を有する者の総数の五十分の一の 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場 三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) (地方自治法第八十条第一項に を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た 二九五、 六 〇 二 数と四十

十万に六分の 八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四 を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算し 総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっ 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(そ を乗じて得た数と四十万に三分の てはその四十万を超える数に六分の一 を乗じ て得た数とを合算し て得た数、 そ て得た

				八 〇 三	_ _	市	社	総
五、七七三	郡	*	久	五、八六一	一 五	小 田 郡	市 · 小	井 原
一二、八九二	浅 口 郡	市・、、	浅	四、三六四	— 四	市	岡	笠
八、七00	英 田 郡	作市・サ	美 "	七、五〇三	- t	市	野	玉
一川、六〇回	真 庭 郡	庭市・ナ	真	三六、五四六	三六、	郡・	市・苫田田	勝津山、
  -  -  -	市	磐	赤	三二、五一四	= ,	窪郡	市 • 都	倉 敷
一〇、五五〇	市	戸	瀬	三九	四五、一	南区	市	岡山
一四、四六九	和 気 郡	前市・お	備	二六、〇四三	二六、	東区	市	岡山
八、八六二	市	見	新	三八、五七六	三	中区	市	岡山